

自賠責保険

自賠責保険は、自動車、バイク(二輪自動車・原動機付自転車)について加入が義務づけられている強制保険です。

〈自賠責保険に加入していない自動車もしくは原動機付自転車を運転した場合〉

1年以下の懲役	50万円以下の罰金
違反点数 6点	30日の免許

自賠責保険に加入していない自動車もしくは原動機付自転車を運転した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、さらに道路交通法違反(違反点数6点)となり、30日の免許停止処分となります。



車検が必要な自動車は、自賠責保険に加入していなければ、車検を受けることができません。

自賠責保険でお支払いできる場合

自動車および原動機付自転車の運行によって、他人を死傷させ、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身の損害のみが補償され、物の損害はお支払いの対象となりません。)

※保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高 120 万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高 4,000 万円 随時介護のとき:最高 3,000 万円 上記以外の場合は、後遺障害の程度により 第1級:最高3,000 万円~ 第14級:最高75 万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高 3,000 万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高 120 万円まで

ご請求の方法

加害者の方が請求する場合	
本請求	加害者が損害賠償金を被害者や病院などに支払ったあとに、領収書などの支払ったことを証明する書類を添えて請求する方法です。
仮渡金請求	請求できません。

被害者の方が請求する場合	
本請求	治療終了などで損害が確定している場合に、被害者が直接損害賠償金を請求する方法です。加害者から損害賠償を受けている場合には、その分を差し引いてお支払いすることとなります。
仮渡金請求	加害者からの損害賠償金を受領していない場合で、当座の費用にお困りのときに請求することができます。 (1)死亡のとき...290万円 (2)傷害のとき...程度に応じ40万円、20万円、5万円

ご請求できる期間

- (1)加害者請求の場合...被害者や病院などに損害賠償金を支払った日の翌日から3年以内です。
- (2)被害者請求の場合...事故のあった日の翌日から3年以内です。ただし、死亡の場合は死亡日の翌日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日の翌日から、それぞれ3年以内です。

[ご注意]治療が長びいたり、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、3年以内にご請求ができない場合は、時効中断の手続きが必要となりますので、事前に弊社窓口にご相談ください。

安心が肩を組むと、いろいろ便利にもなる。

損害賠償金は年々上昇の一途をたどっています。万一の場合、強制保険の「自賠責保険」だけでは充分とは言えません。「富士火災の自動車保険(任意保険)」とあわせてのご加入をおすすめします。

以下の保険とあわせて強力バックアップ！

FAI
(一般用総合自動車保険)

「シンプル」「自由設計」をキーワードに、お客さまのニーズに応じた選択を可能とした、利便性の高い自動車保険です。

FAP NEO
(家庭用総合自動車保険)

リスク細分の考え方を導入し、年齢条件等を細分化することにより、お客さま一人ひとりに応じた保険料設定を可能にした自動車保険です。

上記保険の詳しい内容につきましては、取扱代理店・営業社員にご照会ください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災 **お客さまセンター**
0120-228-386
*携帯電話・PHSからもご利用になります。
●平日:午前9:00～午後6:00(年末年始を除きます)
●土日祝:午前9:00～午後5:00(除きます)

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災 **お客さまの声室**
0120-246-145
*携帯電話・PHSからもご利用になります。
●平日:午前9:00～午後7:00(年末年始を除きます)

事故の受付・ご相談は…
富士火災 **セイフティ24コンタクトセンター**
0120-220-557
*携帯電話・PHSからもご利用になります。
24時間・365日受け付けております。

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**
0570-022-808
*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日:午前9:15～午後5:00(12月30日～1月4日を除きます)
*電話料金はお客さま負担となります。

●保険料お支払の際は、富士火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
●事故が発生したときは、取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、住所または通知先が変更された場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員へご連絡ください。●このリーフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は、保険契約締結の代理権を有しておりますので、ご締結いただいで有効に成立した契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行の代理業務を行っております。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 TEL. 03-5400-6000(大代表)
http://www.fujikasai.co.jp/

自賠責保険 保険料例

下表はいずれも本土用の保険料です。離島および沖縄県については適用できません。自動車の車種および保険期間によって保険料は異なりますので、詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。

(平成25年4月1日以降の保険始期契約に適用)

車種	保険期間	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約		
		自家用乗用自動車	40,040円	39,120円	28,780円	27,840円	17,310円	16,350円	
軽自動車 (検査対象車)		37,780円	36,920円	27,240円	26,370円	16,500円	15,600円		
小型貨物自動車 および けん引小型貨物自動車	自家用	—	—	30,690円	29,680円	18,310円	17,270円		
	営業用	—	—	56,760円	54,730円	31,990円	29,920円		
普通貨物 自動車 および けん引 普通貨物 自動車	最大積 載量	自家用	2t超	—	—	68,720円	66,220円	38,270円	35,730円
			2t以下	—	—	44,640円	43,090円	25,630円	24,040円
		営業用	2t超	—	—	97,930円	94,300円	53,600円	49,900円
			2t以下	—	—	66,500円	64,100円	37,110円	34,650円

車種	保険期間	60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約
		小型二輪自動車 (250C.C.超)	—	—	18,380円	18,020円	14,010円	13,640円
軽二輪自動車 (125C.C.超250C.C.以下)		28,060円	23,560円	—	18,970円	—	14,290円	9,510円
原動機付自転車 (125C.C.以下)		17,330円	14,890円	—	12,410円	—	9,870円	7,280円

■「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社の経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

■ご契約締結後、ご注意くださいこと

自動車が譲渡されたときや、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく弊社へ通知していただき、必要書類の提出をお願いいたします。

また、自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、弊社の窓口へ申し出ていただくことにより自賠責保険を解約することができます。

(注)手続きにあたっての必要書類等の詳細については、弊社の窓口までお問い合わせください。なお、解約日は弊社の窓口に必要な書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、保険料の全額をお返しすることはできません。詳しくは弊社の窓口までお問い合わせください。